

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書Ⅰ

【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名

千葉県教育委員会

概 要

モデルスクールの概要（平成 27 年 3 月 1 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	浦安市立南小学校	977 名	47 名
2	浦安市立東小学校	721 名	35 名
3	浦安市立明海小学校	321 名	20 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

モデル校 A 校は、歴史と伝統があり、市内で最も規模の大きい学校である。特別支援学級開設を受け、特別支援教育について理解を深めるための教職員研修会を行うとともに、交流及び共同学習を計画的に実施できるよう基礎的環境作りに努めている。また、どの子も授業がわかり、意欲的に参加できるよう、教室環境の見直しを図るとともに、特別支援教育の視点を生かした授業づくりを研究し、教職員一人一人の専門性、指導力の向上に努め、学校全体で取り組む特別支援教育の充実を図っている。

特別支援学級を中心とした校内の体制作りに重点を置き、交流及び共同学習を全校の教育活動に位置付け、全校で特別支援教育を行う体制作りの研究を行うため、モデル校として指定した。

モデル校 B 校は、LD 等の通級指導教室を開設しており、これまで LD 等の通級指導教室に通う児童に対する合理的配慮の事例蓄積と通級指導教室のある学校としての校内体制作りの研究を行い、成果を上げている。通級指導教室における合理的配慮に基づく支援の在り方を検証することで、LD 等の児童へのより効果的な支援の在り方を明確にすることができると考え、モデル校として指定した。また、B 校は市の研究指定も受けており、インクルーシブ教育システムの視点を生かした授業の在り方についても研究を進めることができたと考えた。

モデル校 C 校は、自閉症・情緒障害特別支援学級を開設し、当初から、全校職員で交流及び共同学習に計画的に取り組んでいる。全校職員が特別支援学級の児童をよく理解し、関わりを持ち、特別支援教育に熱心に取り組んでいる。特別支援学級と通常の学級における転籍に関しては、個別の指導計画を基に柔軟に対応しており、連続した多様な学びの場の提供に努めている。

これまで、弱視のある児童の事例を蓄積している。引き続き、事例を蓄積するとともに、どの子もわかる授業づくりに重点を置き、学習場面における合理的配慮の在り方についても研究を進めていくため、モデル校として指定した。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

本事業を円滑に推進するための環境を整え、以下のとおり合理的配慮協力員等の人的配置及び実践研究の指導・支援を行った。

- ・モデル校を指定し、合理的配慮の提供に向けた校内体制の整備及び具体的な指導・助言を行うため、専門的知識・経験を有する合理的配慮協力員や教科指導員を配置した。合理的配慮協力員は、モデル校での授業参観、相談によるアセスメントやフィードバック、研修会の講師や会議等に、3人合わせて115回参加した。教科指導員は、2人合わせて21回参加した。
- ・指導主事が校内委員会へ参加したり授業参観を行ったりし、校内研究の教科等の指導との関連を図りながら、教科指導における合理的配慮についての研究を支援した。
- ・学校訪問の際、すべての教科領域の指導主事が特別支援教育の視点を生かした授業づくりや、個々のニーズに応じたICT機器を活用した授業づくりに対して指導・助言を行った。
- ・研究の取組状況や成果を市内に発信したり、インクルーシブ教育システムに関する巡回研修会を行ったりして、学校教職員への情報の共有化と周知に努め、どの学校でも特別な支援の必要な児童に対し、適切な合理的配慮が提供できるよう推進した。また、どの子もわかる授業づくりの実践化、一般化を図った。
- ・連携協議会や関係者会議を開催し、専門家チーム及び県立特別支援学校等との連携により、本研究の円滑かつ効果的な推進を図った。

【モデルスクールとして行った取組】

- ・個別の指導計画等を基に、スクールカウンセラーや支援員等の人的支援を生かした適切な合理的配慮が提供できるような組織作りに努めた。
- ・連携協議会において、対象児童の合理的配慮の一つとして、タブレット端末の導入について検討した。対象児童の在籍する学級で、特別支援学校のコーディネーターによる疑似体験授業を行い、当該学級の児童の理解を得て、対象児童がタブレット端末を使用できるようにした。
- ・ケース検討会を校内委員会に位置付け、計画的・継続的に実施し、ケース会議の在り方や、困難さのある児童の理解と支援方法について検討した。ケース検討会を実施したことで、複数の眼で気になる児童について協議し、合理的配慮協力員から助言を得ることができ、教職員の児童への効果的支援、合理的配慮を学ぶことにつながった。
- ・特別支援学校と連携し、合理的配慮を検討するための関係者会議を開き、より専門的で、多面的な視点から支援方法を検討することができた。
- ・基礎的環境整備として、どの子もわかる授業づくりや、どの子にとっても安心できる居場所となる学級作りを行うための校内研修会を実施し、教職員一人一人の指導力向上を図った。

3. 成果及び課題

【成果】

- ・それぞれの事例において、学校が合理的配慮協力員や関係機関と連携を図り、専門的・多面的な視点から合理的配慮について検討し、意図的、継続的に合理的配慮を提供できるよう取り組むことができた。
- ・対象児童の合理的配慮の提供に向け、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用し、保護者と定期的に相談する時間を設け、効果的な支援方法を検討・実施することができた。
- ・対象児童の合理的配慮の実践に向けての学級・授業づくりの取組によって、どの子も落ち着き、安心して学習できる環境作りとして効果があった。
- ・ケース検討会を校内委員会に位置付け、計画的・継続的に実施することができた。複数の職員の眼で気になる児童の支援方法について協議し、合理的配慮協力員から適切な助言を受けられたことは、教員が合理的配慮について学ぶことにつながり、支援の日常化に向けた取組として効果があった。
- ・県開催の実践発表会で取組内容や合理的配慮の事例を報告し、研究成果を広く県内の学校、教育関係者に周知することができた。また、市内の特別支援教育コーディネーターを対象に本事業の取組の成果を報告することで、市内各校で取り組めるよう図った。

【課題】

- ・合理的配慮の引継ぎにおいては、生徒指導の視点や幼・保・小・中連携教育の視点などを生かした取組となることが大切である。校内及び関係機関との連携の在り方を検証し、実践化を図る。
- ・モデル校で授業を公開することにより、合理的配慮の提供の仕方やどの子もわかる授業づくりの実践を紹介し、モデル校以外の教職員への一般化を図る。
- ・弱視のある児童へのタブレット端末等を活用した合理的配慮の研究を引き続き実施するとともに、学習やコミュニケーション面で困難さのある児童への合理的配慮として、ＩＣＴ機器の効果的な活用方法を検討する。